

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第71回）議事録

1 日時 令和6年3月28日（木）15:00～15:39

2 場所 Web会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

森川 博之（部会長）、岡田 羊祐（部会長代理）、浅川 秀之、
荒牧 知子、石井 夏生利、高橋 利枝（以上6名）

（2）専門委員（敬称略）

相田 仁、三友 仁志（以上2名）

（3）総務省

＜総合通信基盤局＞

・電気通信事業部

木村 公彦（電気通信事業部長）、井上 淳（料金サービス課長）、
柴田 輝之（料金サービス課課長補佐）、堀内 隆広（基盤整備促進課
長）、大堀 芳文（基盤整備促進課企画官）

（4）事務局

片山 寅真（情報流通行政局情報通信政策課総合通信管理室長）

4 議 題

（1）答申案件

「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交
付金・負担金の算定等の在り方」について

【令和5年7月7日付け諮問第1236号】

（2）議決案件

「IP網への移行後の音声接続料の在り方」について

【令和5年10月2日付け諮問第1237号】

開 会

○森川部会長 それでは、みなさま、こんにちは。お集まりいただきましてありがとうございます。
ございます。

ただいまから情報通信審議会第71回電気通信事業政策部会を開催いたします。本日もウェブ会議にて会議を開催しておりまして、現時点で、委員8名中6名に御出席いただいております。定足数のほうは満たしております。

ウェブ会議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、お名前をいただいた後に御発言のほうをお願いできればというふうに思います。また、本日の会議の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は、議事次第にもありますとおり答申案件が1件、そして議決案件1件、それぞれ答申と議決と1件ずつということになります。

(1) 答申案件

「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」について

【令和5年7月7日付け諮問第1236号】

○森川部会長 初めに、令和5年7月7日付、諮問第1236号「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」について審議したいと思います。

こちらにつきましては、ユニバーサルサービス政策委員会主査の三友専門委員から御説明をお願いいたします。それでは、三友専門委員、お願いできますか。

○三友専門委員 ユニバーサルサービス政策委員会主査の三友でございます。

前回御審議いただきました諮問第1236号「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」答申（案）につきまして、意見募集を実施し、これらに寄せられました御意見及びそれらに対する考え方に

つきまして、ユニバーサルサービス政策委員会において検討をいたしました。本日は、その結果を御報告申し上げます。

前回２月６日、第７０回電気通信事業政策部会での御審議の翌日、２月７日から３月１１日までの３４日間、意見募集を行いました。その結果、法人から１１件、個人から２件、合わせて１３件の御意見をいただきました。これらの意見につきまして、３月２７日にユニバーサルサービス政策委員会と、神奈川大学の関口教授を主査とするブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ、両者を合同で開催し、考え方を整理いたしました。

その結果につきましては、資料７１－１－１にお示ししてございます。また、寄せられた御意見を踏まえ、答申案の内容を若干修正しております。修正後の答申案を資料７１－１－２にお示ししております。

詳細につきましては、事務局から説明いただけるということですので、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○大堀基盤整備促進課企画官　総務省基盤整備促進課の大堀でございます。

資料７１－１－１、「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」答申（案）に対する意見及びこれに対する考え方（案）について御説明申し上げます。

今回のパブリックコメントで頂戴した御意見の多くの部分は賛同意見でございましたので、それ以外を御説明申し上げます。

まず、三友主査から御説明がありましたとおり、昨日、ユニバーサルサービス政策委員会とワーキンググループの合同会合でこの「考え方の案」について御議論いただき、パブリックコメントを踏まえて、１点、答申案の内容を修正する案をお示ししてございます。

資料の１０ページ目を御覧ください。

御覧いただいている表の左側には、今回いただいた御意見を答申案の項目別、項目順に細分化しつつ、全てそのまま引用し、通し番号を付してございます。それぞれに対応する形で、右側には御意見に対する考え方の案を示させていただきました。

意見２２を御覧ください。

この部分の答申案原案では、考え方２２の中ほどにありますとおり、共通費の配賦基

準について、「制度の運用状況等も踏まえて継続的に見直しを図っていくこと」としておりましたが、記載内容の趣旨を明確化すべきとの御意見を頂戴いたしました。

そこで、右側の修文案のとおり、「共用する設備の利用実態」との文言を追記させていただく案とさせていただきます。これが、1点、修正箇所でございます。

続いて、修正を求める御意見とそれに対する考え方の案を御説明いたします。

今御覧いただいている10ページ目の最下欄、意見23でございます。

こちらは、ISPまでの中継回線費用も算定対象に入れるべきとの御要望であります。ただ、こちらは昨年取りまとめられました情報通信審議会の、いわゆる2月答申の内容を踏襲し、中継回線部分を算定対象に入れることは適当でないと整理させていただいております。

次に、2ページ目にお戻りいただきます。

意見2でございます。電話のユニバーサルサービス制度が、競争を通じた電気通信サービスの普及を基本としつつ、それを補完するものとされていることを取り上げまして、今回の答申案にもその観点を盛り込んでどうかという御意見でありました。この点、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度においては、現に未整備地域などが存在し、また、どの事業者も、その自由な判断で事業を展開し、あるいは縮小することなどが可能であり、御指摘の内容をこの制度全体にわたって対応させることは困難と考えます。よって、原案のままとさせていただきます。

次に、16ページ目を御覧ください。

意見36でございます。この部分の答申案は、「海底ケーブルに代わる新たな技術の登場に備えて」という項目でございまして、こちらの御意見は、無線通信設備や通信衛星設備を「交付金算定の中で見積もることも将来的にはあり得る」との考えをここで示すべきでないというものでございます。この点、ワーキンググループにおける議論を踏まえて、将来的に海底ケーブルの代替になる可能性を指摘する記載であり、その可否も含めて、今後の検討課題でございます。よって、原案のままとし、御意見は今後の見直しの際の参考とさせていただく旨、記載してございます。

最後に、同じページの意見37及び38、こちらは、いずれも「集合住宅向けブロードバンドサービスの回線数報告」についてでございます。

意見37は、最大戸数を基にした負担では公平性の観点から問題があるという御指摘です。この点、いわゆる2月答申において、既に「実際に提供されている回線数を把握

している場合は当該回線数を報告することが適当」と整理されており、今回もそのように整理してございます。

また、意見３８は、「卸元の負担事業者が集合住宅の戸数を把握できない」との御懸念の表明であり、これにつきましては、総務省における今後の運用の参考にすべきと記載させていただきました。

冒頭申し上げました賛同の御意見と、今御説明申し上げました修正を求める御意見以外につきましては、いずれも貴重な御提案、御懸念の表明、あるいは、今後の制度設計や見直しの際の重要な検討の視点の御提供などであり、総務省において、それぞれ参考とすべきとまとめてございます。これらの具体的な御意見内容と、それらに対する個別の詳細な考え方については、記載のとおりとなっております。

修正後の答申案をお手元資料７１－１－２に、その概要を７１－１－３に、それぞれお示ししてございます。

なお、修正後の答申案につきましては、パブリックコメント開始以降に事務局で行った修辭上の修正も見え消しで反映させていただいておりますことを申し添えます。

事務局からの説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○森川部会長　ありがとうございます。それでは、皆様方、ただいま三友専門委員と事務局からいただいた御説明につきまして、御意見あるいは御質問等ございましたらお知らせいただけますか。いかがですか。チャットでお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。考え方（案）、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見あるいは御質問等がないようでしたら、定足数を満たしておりますので、ただいま御説明いただいた内容に関して了承し、資料７１－１－１の意見募集結果に対する本部会の考え方を公表するとともに、資料７１－１－２の答申（案）について、資料の７１－１－４の答申書（案）のとおり答申することとしたいと思いますが、いかがですか。御異議等ございましたらお知らせください。

（「異議なし」の声あり）

○森川部会長　ありがとうございます。それでは、意見募集結果について了承するとともに資料７１－４の答申書（案）のとおり答申することとしたいと思います。ありがとうございました。

三友専門委員含め、本当にありがとうございました。

○三友専門委員 ありがとうございました。

○森川部会長 それでは、ただいまの答申に対しまして、総務省から今後の行政上の対応について御説明をいただけるとのことですので、お願いできますか。

○木村電気通信事業部長 総合通信基盤局電気通信事業部長の木村でございます。

森川部会長はじめ委員の皆様におかれましては、本日、「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」につきまして答申をまとめていただきましたこと、心より御礼申し上げたいと思います。

今回、この審議会の傘下のワーキンググループを中心に、技術中立性や、交付金額と負担金額のバランスといった観点からご議論を深めていただき、ブロードバンドサービスの提供を継続的に支えるための交付金と負担金の算定の在り方などについて御答申をいただきました。総務省といたしましては、本日いただいた答申を受けまして、必要となります制度整備を着実かつ迅速に進めるとともに、支援機関等と相互に協力しつつ、制度の運用開始に向けて利用者への周知を行い、本制度に対する理解を醸成できるように努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、情報通信技術の急速な発展や人口減少といった社会経済環境の変化にも柔軟に対応していくために、この制度の在り方については適時適切に見直しを行ってまいりたいというふうに考えております。

最後に、改めまして、委員の皆様方の御協力に感謝を申し上げるとともに、今後とも情報通信行政の推進に当たりましてお力添えを賜りたくお願い申し上げます。

以上、簡単でございますけれども、一言御挨拶させていただきました。ありがとうございました。

○森川部会長 木村さん、ありがとうございました。

(2) 議決案件

「ＩＰ網への移行後の音声接続料の在り方」について

【令和５年１０月２日付け諮問第１２３７号】

○森川部会長 それでは、続いて、議決案件に移りたいと思います。

こちらは、令和５年１０月２日付の諮問第１２３７号「ＩＰ網への移行後の音声接続

料の在り方」についてとなります。

こちら、接続政策委員会主査の相田専門委員から御説明をお願いできるというふうに伴っております。相田専門委員、お願いできますでしょうか。

○相田専門委員 接続政策委員会の主査を務めております相田でございます。

諮問第1237号、「IP網への移行後の音声接続料の在り方」につきまして、接続政策委員会における調査の結果を報告させていただきます。

本件は、令和5年10月に開催されました第68回電気通信事業政策部会で、接続政策委員会において調査検討を進めることとされていたものです。同月以降、接続政策委員会を計5回開催し、同委員会において事業者ヒアリングや論点整理に係る議論等を積み重ね、今般、お手元の資料71-2-1のとおり、「IP網への移行後の音声接続料の在り方」として報告書を取りまとめました。

まず、報告書の全体の構成について御説明させていただきますと、資料71-2-1、表紙の次のページにございます目次を御覧ください。

第1章で「はじめに」として、検討の経緯等を説明し、第2章から第6章までにおいて各論点について方向性をまとめ、第7章で「終わりに」として、総務省、NTT東日本・西日本に対して所要の措置を求める形としております。

続きまして、第2章から第6章にまとめております各論点の概要について御説明させていただきます。

まず、第2章の「メタルIP電話、ワイヤレス固定電話、ひかり電話の接続料の算定方法」では、電話網のIP網への接続後においてメタルIP電話、ワイヤレス固定電話、ひかり電話の接続料を同一の接続料とする場合の算定方法について整理を行いました。

第3章の「LRICモデルにおけるメタルIP電話の加入者回線の取扱い」では、電話網のIP網への移行後において、メタルIP電話の接続料原価の算定を第9次IP-LRICモデルにおいて行う場合に、同モデルにおけるメタル回線の、光回線への置換えの適否について整理を行いました。

第4章の「東西均一接続料の扱い」では、電話網のIP網への接続移行後において、メタルIP電話の接続料を東西別とすべきか、あるいは、引き続き東西均一とすべきかについて整理を行いました。

第5章の「接続料算定方法の適用期間」では、電話網へのIP網への移行後における接続料算定期間の適用期間について整理を行いました。

第6章の「その他の検討事項」では、L R I Cモデルの入力値の見直しの扱い及びN T T東日本・西日本が総務省の要請に基づき実施している四半期単位の実績トラヒックのホームページの開示の見直しについて整理を行いました。

これら各論点の内容を含む報告書の詳細につきましては、委員会の事務局である総務省から御説明いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○柴田料金サービス課課長補佐 事務局でございます。

それでは、報告書の詳細につきまして御説明をさせていただきます。

第1章では、まず、検討の経緯が記載されております。今般の検討内容である、I P網への移行後の音声接続料の在り方について、令和3年の情報通信審議会の答申におきましては、I P網への移行後、第一種指定電気通信設備制度の下でメタルI P電話とひかり電話の接続料は同一の接続料として算定することが適当とまとめていただいております。

また、令和4年の答申におきまして、ワイヤレス固定電話の接続料はメタルI P電話及びひかり電話と同一の接続料として算定することが適当と取りまとめていただいております。今般これらのメタルI P電話、ワイヤレス固定電話、ひかり電話を同一の接続料として算定する場合の、より詳細な算定方法の検討などを行っていただいたものです。

次に、加入電話・I S D Nの現状について、5ページには音声通信サービスの契約数の推移が記載されております。

その次の7ページでは、音声通信量の推移として、加入電話・I S D Nの発信・着信が減ってきているということが分かるというものでございます。また、N T T東日本・西日本の交換機を経由する通信量の推移を示しています。

9、10ページでは、加入電話・I S D Nの接続料について推移を示しています。接続料原価は年々下がってきていますが、3分当たりの接続料の推移では、トラヒックの減少に伴いまして、やや上昇傾向にあるというものです。

その次の11、12ページでは、固定電話網のI P網への移行スケジュール等を記載しているものです。

このような状況を踏まえて、第2章以降の検討を行っているというもので、第2章は、メタルI P電話、ワイヤレス固定電話、ひかり電話の接続料の算定方法です。

各章の第1節では、検討の背景及び検討事項として、今般の委員会の検討より前の検討状況と今般の検討事項を記載しているものです。先ほど言及しましたとおり、令和3

年及び令和4年の答申の中で、メタルIP電話、ワイヤレス固定電話、ひかり電話について同一の接続料とすることが適当とされたことや、それぞれの接続料原価の計算方法に関する検討について記載しております。

そして、15ページにありますとおり、メタルIP電話、ワイヤレス固定電話、ひかり電話接続料を同一の接続料として算定する場合の方法について検討を行ったというものです。

続いて、第2節です。

各章における第2節では、委員会において、事業者の皆様からヒアリングにて承った御意見及び委員の皆様の見解を記載しているものです。事業者からの意見では、接続料の算定に係る加重平均の方法等に関する意見を記載しています。その後ろに、委員からの意見を記載しています。

その上で、考え方として、18ページの一段落目にございますとおり、メタルIP電話、ワイヤレス固定電話及びひかり電話の接続料について、同一の接続料を算定するに当たって、これらに係る設備の固有部分については各接続料を算定し、相互接続トラヒックにおける割合に基づいて加重平均をする方法が適当であり、それに共通部分の接続料を加えることによって同一の接続料を算定することが適当であるとしています。

次の段落以降に、接続料原価に関する考え方も記載していきまして、その後でワイヤレス固定電話に関する接続料原価の算定方法について、検討結果を記載しています。

ワイヤレス固定電話につきましては、令和4年答申におきまして、ワイヤレス固定電話が導入された状況での接続料原価と、ワイヤレス固定電話導入されていないと仮定した場合の接続料原価を比較するとされたものですけれども、この点、同答申の試算の中で、少なくとも10年間はワイヤレス固定電話が導入された状態での接続料原価のほうが高価であると見込んでいるということもあり、今般の検討においては、接続料原価の比較を省略し、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定して接続料原価を算定することが適当であるとしたものです。

続きまして、第3章、LRICモデルにおけるメタルIP電話の加入者回線の取扱いです。IP-LRICモデルの中で、メタルIP電話の加入者回線をモデル上どのように取り扱って計算をするかという論点です。

第1節では、検討の経緯として、令和3年の答申において、令和4年4月から令和6年12月までの接続料の算定においては、メタル回線への光回線への置換えをモデル上

行うのではなく、まずは実際に設置されているメタル回線に基づき接続料を算定することが妥当としたことを記載していきまして、これを受け、今般、令和7年1月以降、電話網のIP網の移行後につきまして、LRICモデルにおけるメタル回線の光回線への置換えの適否について検討を行ったものでございます。

21ページからが事業者の意見で、NTT東日本・西日本からは、実際に設置されている回線、メタル回線に基づき接続料を算定することが妥当との意見がありました。また、KDDI、ソフトバンクからは、IP-LRICモデルの加入者回線選択ロジックを適用すべきとの意見があったものです。また、メタル回線に関する状況変化についても、KDDI、ソフトバンクから意見があったものです。

これに対して、委員の皆様からの意見が22ページから記載されていきまして、第9次IP-LRICモデルにおけるメタル回線や光回線の置換えに関しては、なかなか踏み切るのが難しいという意見、あるいは、将来のユニバーサルサービスの望ましい姿はどのようなものかという点と併せて考えていくことが必要であるという意見などがあったものです。また、メタル回線維持に係る状況変化につきましても、NTT東日本・西日本に対する質問がありました。考え方では、24ページまで続きますけれども、今般検討した接続料算定方法の適用期間においては、第9次IP-LRICモデルの適用に当たり、実際に設置されている回線種別、メタル回線に基づき接続料を算定することが妥当と記載しているものです。

続きまして、第4章、東西均一接続料の扱いです。

こちら、第1節の検討の背景として、NTT東日本・西日本の加入電話・ISDNの接続料については、これまで、原則としては、それぞれ異なる設備を設置する電気通信事業者として、それぞれ接続料を算定することが妥当とした上で、東西別の接続料とした場合の東西格差が20%以上に達するということから、NTT東日本・西日本の加入電話・ISDNについては接続料を同額とするという扱いがとられてきたということを記載しており、令和3年の答申においても、その整理が続いているというものです。これを踏まえ、今般、メタルIP電話の接続料を東西別とすべきか、あるいは東西均一とすべきかについて検討を行ったというものです。第2節、東日本地域及び西日本地域で主に事業している事業者の意見も承ったというものです。また、NTT東日本・西日本からは、東西別とした場合の試算が示されたものです。

委員からの意見では、28ページの中段、加入電話の接続料を東西均一としてきたこ

れまでの検討経緯など、あるいは今回の試算結果を踏まえると、東西均一接続料の維持が妥当と考えるとして、メタル I P 電話の部分に関しては、東西均一接続の維持が妥当と考えるとの意見があったものです。

考え方では、今般の試算のように接続料の東西格差が継続することが見込まれる中で、東西別接続料とした場合には、接続事業者を含めて大きな影響が生じるおそれがあることから、現行制度の趣旨も踏まえ、メタル I P 電話固有部分について東西均一接続料を維持することが適当であると記載しているものです。

続きまして、第 5 章、接続料算定方法の適用期間です。

こちらでは、これまでおおむね 3 年間が適用期間として検討され、直近では、令和 4 年度以降の加入電話／メタル I P 電話の接続料算定方法の適用期間について検討を行った令和 3 年答申において、I P 網への移行予定を踏まえ、令和 6 年 1 2 月までとすることが適当とされまして、今般、令和 7 年 1 月からの適用期間について検討を行ったものです。

続いて第 2 節、事業者の皆様からは、3 年以上とする意見、あるいはこれまでどおり 3 年とする意見、あるいは取り巻く環境の変化が生じた場合には 3 年を待たずに見直しを行うべきといった意見がありました。また、令和 7 年 1 月からの 3 か月分について、1 年 3 か月分の接続料として設定すべきとの意見があったものです。

考え方ですが、I P 網への移行後の接続料算定方法の適用期間については、環境の変化に柔軟な対応を可能とする観点から、従来と同様に 3 年間とすることが考えられるとして、この際、接続料の改定がおおむね事業年度単位を基本として行われてきたことから、適用期間を令和 7 年 1 月から令和 1 0 年 3 月までの 3 年 3 か月とすることが適当であるとしております。また、令和 7 年 1 月から同年 3 月までの接続料については、令和 7 年 1 月から令和 8 年 3 月までの 1 年 3 か月分として接続料を算定して、令和 7 年 1 月から同年 3 月までは遡及精算することもやむを得ないとしているものでございます。

なお、接続事業者の予見可能性の観点から、令和 6 年 1 2 月までに N T T 東日本・西日本から接続事業者に対し、接続料に係る予測値の開示等を行うことが望ましいとしているものでございます。

続きまして第 6 章です。第 2 章から第 5 章までの検討事項に加えて、N T T 東日本・西日本から提案のあった事項について検討を行ったものが 2 点ございます。1 つ目が、L R I C モデルの運用プロセスの簡素化、具体的には L R I C モデルの入力値のパラメ

一タに関して見直しの扱いを検討したというもので。事業者からの意見では、NTT東日本・西日本が提案するLRICモデル入力値のうち採用値の増減が見られないもの、あるいは接続料原価に与える影響が限定的なものについて、具体的にはメタルケーブルの投資単価、道路占用料、通信設備使用料について、毎年度の更新を行わず固定的とすることが合理的との意見があったものです。これに対して、委員の皆様からは、簡素化等の見直しは適宜考えていかなければならないといった意見、あるいは、事業者からの提案があった数字について0%台の変動であることがほとんどである一方で、マイナス2.6、2.7といった数値のような変動がある年もあるので、そういうときは有意な影響を与えるのではないかとといった意見。あるいは見直しの期間、あるいは著しい変化といったところについてどのように判断をしていくのかといった意見。また、LRICモデルの入力値については、長期増分費用モデル研究会で検討してはどうかといった意見があったものです。

これらを踏まえ、34ページの下段からの考え方ですが、LRICモデルの入力値については、令和3年答申においても、事業者の経営上の機密への配慮と、透明性、公開性の確保の双方に十分に配慮しつつ、必要に応じて総務省において毎年度の接続料算定時に見直し、可能な限り最新のデータを用いることが適当としてきたものですので、35ページの下段のところですが、今般におきましても、NTT東日本・西日本から固定的とすべきとの意見があった入力値を含め、総務省において毎年度の見直しの必要性について、上記観点も踏まえて検討することとし、その際LRICモデルの入力値は事業者への募集や採用値等の決定方法等において技術的、専門的な点が多いことから、詳細な検討をする場合には長期増分費用モデル研究会等において行うことが適当としているものでございます。

もう1点、第2節、四半期単位の実績トラヒックのホームページ開示義務の見直しです。こちらは、接続事業者の予見性を高められる措置の実施として、平成17年3月、総務省よりNTT東日本・西日本に対して要請をしたもので、現在までホームページにおいて開示されているものです。一方で、NTT東日本・西日本からは、開示義務について、トラヒックは一貫して減少していること、あるいはホームページの閲覧数が僅かであることから、年度単位に見直しをしてほしいとの提案があったものです。委員からの意見では、簡素化の見直しをしていくべきとの意見のほか、四半期ごとから年1回になるときのコストの差と透明性に関する意見などを指摘する意見がございました。

その後、37ページの真ん中のところ、更新頻度が年1回になって差し支えないか等の点については、接続事業者の意見を聞いてはどうかということで、接続事業者の意見を聞いた結果としては、年1回で差し支えないとの意見が大半であり、接続事業者が本当に欲しい情報でNTT東日本・西日本が提供できる情報は何かということについて考える余地があるとの意見があったものです。

これらの意見を踏まえ、考え方としては38ページの「以上を踏まえ」のところにありますとおり、現在の四半期単位の開示については、予見性を高めるために継続すべきとは言えないことから、開示頻度を年度単位とし開示内容についても年度単位とすることが適当であるとしているものです。

第7章は、終わりに、として、総務省において、本報告書の整理に沿って速やかに所要の制度整備等を行うことが適当であるとしているものです。

続きまして、資料71-2-2、こちらは概要版でございまして、報告書の構成のほか、諮問時に記載した概要及びIP網への移行スケジュールと、令和3年答申、令和4年答申において取りまとめられた内容、第2章から第6章に記載しております、委員会にて検討いたしました論点、及び各論点における結論部分及びそれに該当する図を記載しているものですので、改めての説明は割愛させていただければと存じます。

以上、報告書の詳細について御説明をさせていただきました。御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森川部会長 相田専門委員、柴田課長補佐、ありがとうございました。それでは、皆様方、ただいまいただきました説明に関しまして、何か御意見あるいは御質問等ございましたらお知らせいただけますか。いかがですか。

いただいた御説明に関して、何か御質問等ございませんか。御意見ももちろん大歓迎ですけれども、よろしいですか。問題ないということでしょうか。ありがとうございます。

それでは、質問あるいは御意見等ないので、定足数も満たしておりますので、ただいまいただきまして御説明を了承し、資料71-2-1の報告書、IP網への移行後の音声接続料の在り方の報告書を、本部会の答申（案）として、広く国民の皆様から御意見をいただくことにしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○森川部会長 ありがとうございます。それでは、この案につきまして意見募集をかけることとして、意見募集の期間とか手続に関しては事務局に一任することとさせていただけだと思います。よろしくお願いいたします。

相田専門委員、本当にありがとうございました。皆様方、本当にありがとうございました。

閉 会

○森川部会長 それでは、以上で本日用意した議事は終了となりますが、皆様方から何かございますか。事務局から何かございますでしょうか。

○片山総合通信管理室長 本日もありがとうございます。事務局からは特にございません。

○森川部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の会議は以上にて閉会といたしたいと思います。次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局から改めて御連絡いただけるとのことでございます。

それでは、以上で閉会といたします。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございました。